

第55回 宮崎市都市計画審議会次第

令和6年11月12日（火） 15時00分から
市民プラザ4階 大会議室

1. 開会

2. 議案審議

議案第1号 宮崎広域都市計画 公園の変更
(4・4・1号 宮崎中央公園)

3. 報告事項

(1) 宮崎市都市計画マスタープラン・立地適正化計画の改訂について

4. 閉会

令和6年11月7日時点(案)

多くの人から選ばれるまち。

Miyazaki City Urban Master Plan

2025 - 2034

宮崎市都市計画マスタープラン

令和7年(2025)3月改訂

本編

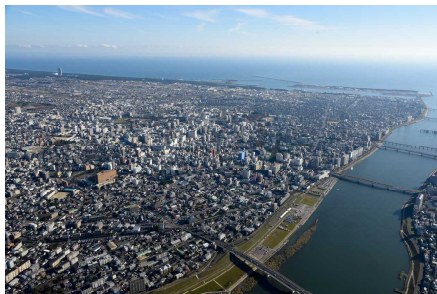


資料・分析編



イメージ図

人と自然が輝き、多くの人から選ばれる都市（まち）、みやざき



本市は、宮崎県の『広域拠点』として、周辺都市と連携しながら地域の特性を活かした「広域都市圏」の形成を目指す要の都市・県都として、さらに発展していきます。

- 交流・移住・定住人口の増加につながる観光・産業振興を通じた経済的発展や雇用創出へ向けて、戦略的な土地利用を促進します。
- 市民一人一人が、快適な都市環境の中で、まちなかのにぎわい創出による中心市街地活性化の恩恵を受けられるよう努めます。
- 本市固有の魅力溢れる地域・観光資源に囲まれ、安全・安心にいきいきと暮らすことができ、本市の将来を担う若者をはじめ多くの人々から選ばれる、持続可能で開かれた都市（まち）づくりを目指します。

都市計画マスタープランの改訂にあたって

未定稿

< 第六次宮崎市総合計画における将来の都市像 >

挑戦し、成長する 開かれたまち

～ OPEN CITY MIYAZAKI ～

(めざす姿)

経済



ヒト、モノ、カネ、情報が集まる経済都市として、その門戸が常に開かれているまち

ひと

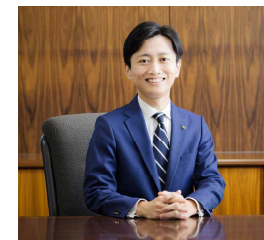


多様な価値観を認め合いながら、人々が生きやすいと感じられ、誰一人取り残さない社会が実現されるまち

未来



未来を担う子どもたちが健やかに育ち、持続可能な形で発展し続けるまち



令和7(2025)年3月
宮崎市長 清山 知憲

Table of Contents

本計画の構成において、特に関連のある項目は次のように表示しています。

都	都市計画マスタープラン（都市計画法第18条の2）
立	立地適正化計画（都市再生特別措置法第81条）

CHAPTER 1

都 立 p.3-7 位置付けと役割

- 1.1 はじめに
- 1.2 位置付け
- 1.3 対象地域
- 1.4 計画期間
- 1.5 役割
- 1.6 まちづくりの課題
- 1.7 課題とその解決に向けた方針との関係

▲ 方針・施策を
推進する上での
取組を提示

CHAPTER 2

都 立 p.8-28 まちづくりの方針

- 2.1 上位計画の方針
- 2.2 まちづくりの基本理念
- 2.3 将来の都市構造
 - 2.3.1 将来の都市構造の基本的な考え方
 - 2.3.2 将来の都市イメージ図
 - 2.3.3 将来の都市構造図
- 2.4 まちづくりの目標と誘導等方針

▲ 実現に向けた
具体的な方針
を提示

CHAPTER 3

都 立 p.29-40 施策の展開

- 3.1 土地利用方針
 - 3.1.1 都市拠点
 - 3.1.2 ゾーン
- 3.2 防災まちづくりに関する基本的な方針
- 3.3 都市施設等に関する方針

▼ 将来都市構造の具現化に向けた取組を提示（都市計画マスタープランの一部）

CHAPTER 4

立 p.41-52 立地適正化計画

- 4.1 都市機能誘導区域
 - 4.1.1 都市機能誘導区域設定の考え方
 - 4.1.2 都市機能誘導区域の設定
- 4.2 誘導施設
 - 4.2.1 誘導施設設定の考え方
 - 4.2.2 誘導施設の設定
- 4.3 居住誘導区域
 - 4.3.1 居住誘導区域設定の考え方
 - 4.3.2 居住誘導区域の設定
- 4.4 誘導区域図
- 4.5 居住誘導区域と集落拠点
- 4.6 誘導施策
- 4.7 届出制度
- 4.8 目標値の設定

CHAPTER 5

立 p.53-61 防災指針

- 5.1 防災指針
 - 5.1.1 防災まちづくりに向けた取組み

▲ 災害リスク等を踏まえた
居住誘導区域を設定

▲ 市街地の災害リスク
に対する取組等を提示

CHAPTER 1

位置付けと役割

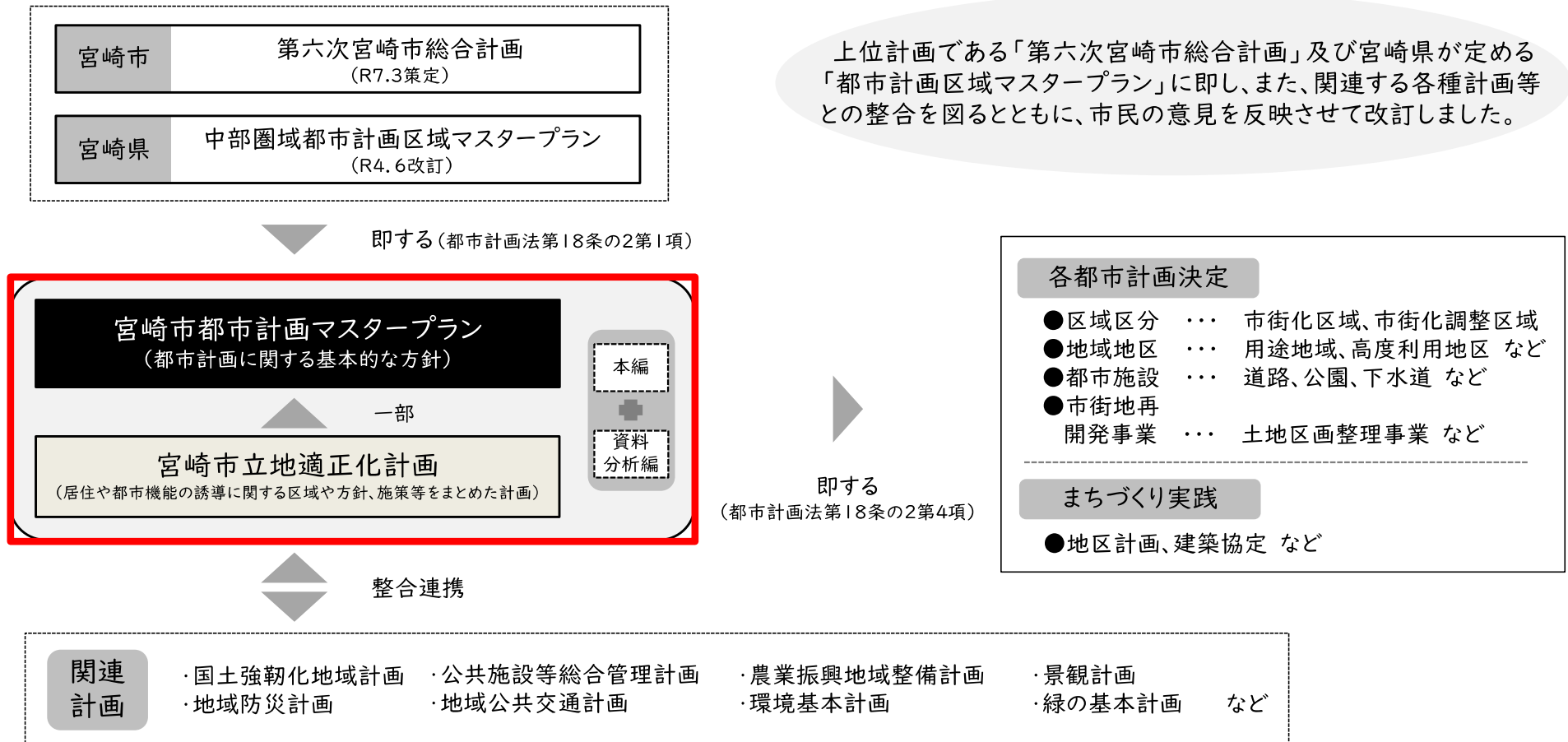
1.1

本市ではこれまで、美しい海岸線や河川、山々等の魅力ある自然や温暖な気候をいかしながら、地域資源の開発など、南国宮崎のイメージにふさわしいまちづくりを進めてきました。

このような中、2024年の市制施行100周年という大きな節目を迎え、本市が県都として、また、南九州の中核都市として、引き続き確固たる地位を確保していくため、新たなことに挑戦できる開放的なまちづくりを行い、未来に向けて更なる発展を図ることが求められています。

これらを踏まえ、今後、県内外の多くの人から選ばれる県都「宮崎市」としての役割を担うべく、都市計画の観点から社会情勢等の変化に対応した持続可能なまちづくりを推進することとし、「宮崎市都市計画マスタープラン」及び「宮崎市立地適正化計画」の改訂を行い、本市の総合的な“まちづくり”や“土地利用”に関する一体的な計画としてとりまとめました。

1.2



CHAPTER 2

まちづくりの方針

2.1

上位計画の方針

本計画の上位計画である「第六次宮崎市総合計画」の方針は、以下のとおりです。

将来の都市像

挑戦し、成長する 開かれたまち

～ OPEN CITY MIYAZAKI ～

将来の都市像の実現に向けて、本市が「めざす姿」は下記のとおりです。

**都市(まち)としてめざす姿(経済の姿)**

「時代の変化を見据えて成長し、世界に開かれているまち」

経済

【主な分野】 経済・産業・雇用・都市基盤・総合交通

ヒト、モノ、カネ、情報が集まる経済都市として、その門戸が常に開かれているまちを目指します

**市民一人一人がめざす姿(ひとの姿)**

「多様性を認め、互いに支え合う みんなに開かれているまち」

ひと

【主な分野】 健康・医療・福祉・共生社会・市民活動

多様な価値観を認め合いながら、人々が生きやすいと感じられ、誰一人取り残さない社会が実現されるまちを目指します

**10年後の、その先へ向けてめざす姿(未来の姿)**

「明日への希望にあふれ、未来に開かれているまち」

未来

【主な分野】 子ども・子育て・教育・環境・防災

未来を担う子どもたちが健やかに育ち、持続可能な形で発展し続けるまちを目指します

2.2

まちづくりの基本理念

本計画におけるまちづくりの基本理念を、以下のとおり設定します。

基本理念

**「人と自然が輝き、
多くの人から選ばれる都市(まち)、みやざき」**

令和6年(2024)の市制施行100周年という大きな節目を契機として、あらゆる分野において、国内のみならず世界から注目され、多くの人から選ばれる都市(まち)となり、かつ、県都「宮崎市」としての誇りを胸に、新たなことに挑戦できる開放的なまちづくりを行い、更なる発展を図ることを目指して、「まちづくりの基本理念」を設定しております。



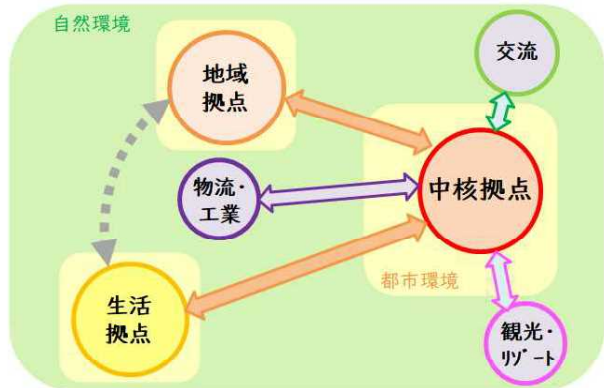
2.3.1 将来の都市構造の基本的な考え方

本市の目指す将来の都市構造 「多拠点ネットワーク型コンパクトシティ」

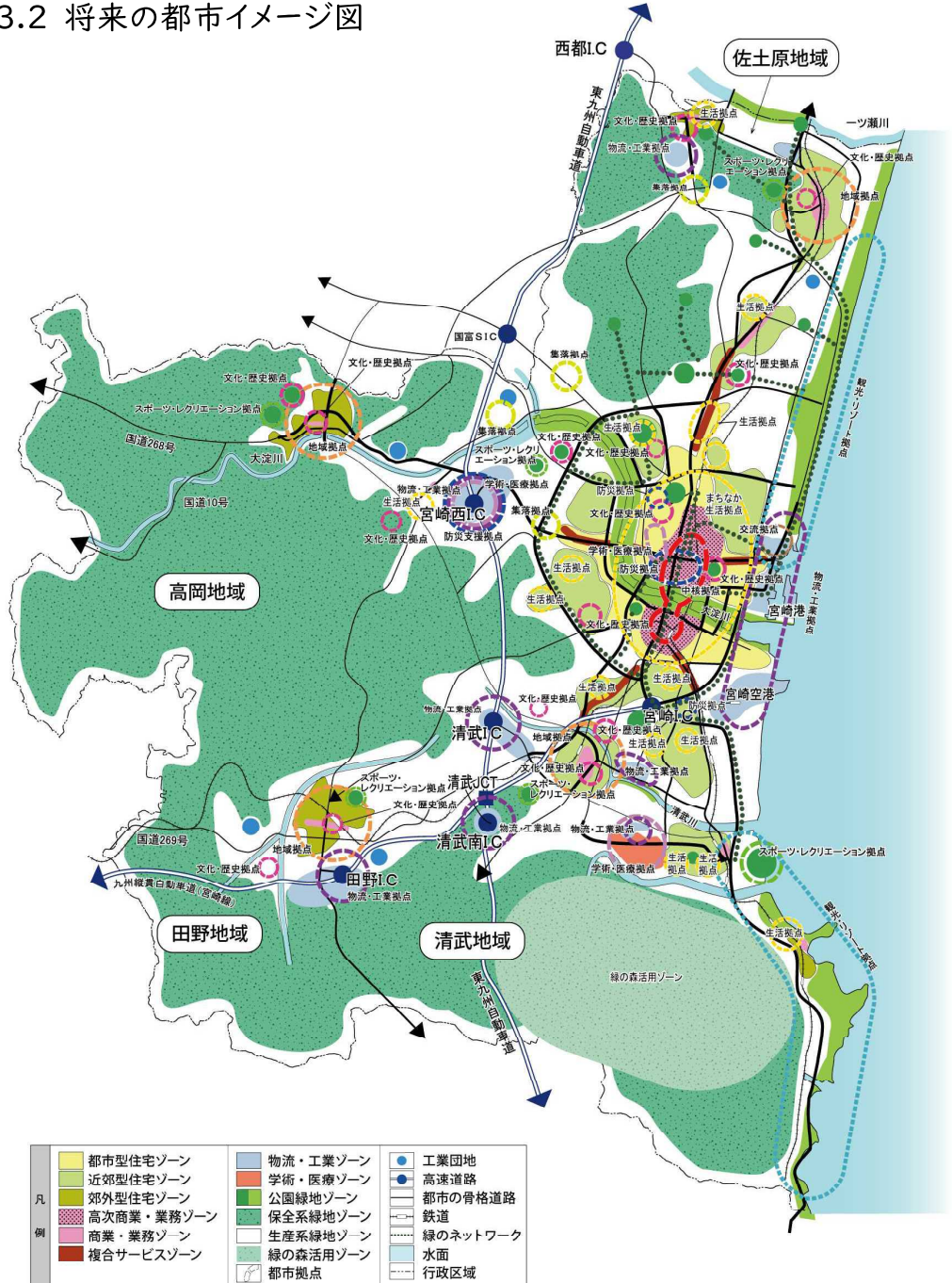
将来の都市構造は、都市機能が集積する「都市拠点(点)」の配置、交通ネットワーク等の「都市軸(線)」、土地利用の「ゾーン(面)」の3つの要素からなる本市の基本的な骨格を空間的、概念的に示すものです。

なお、本市では、居住機能や商業・業務機能等、多様な都市機能がコンパクトに集約した「中核拠点」及び「地域拠点」を中心に、「物流・工業」・「観光・リゾート」・「交流」等、特徴的な機能を有する各種都市拠点が、道路及び公共交通による都市軸によって連携する『多拠点ネットワーク型コンパクトシティ』の構築を目指します。

この実現により、中心市街地の活性化を含めたまちなかの求心力や各地域の拠点性のさらなる高質化・多様化を図るとともに、大規模自然災害への備えをより一層充実させながら、市街地周辺の自然的環境の維持・保全・有効活用や豊かな歴史、伝統、文化等の伝承と併せて、持続可能なまちづくりの構築を目指します。



2.3.2 将来の都市イメージ図



CHAPTER 3

施策の展開

3.1

主要な骨格軸を基本とし、現在の土地利用区分の基本的な構成により、市街地を形成してきた本市の都市構造を踏まえつつ、将来の土地利用の方針を以下に示します。

3.1.1 都市拠点

各都市拠点の土地利用の誘導等方針と具体の対象地区名等を以下に示します。

都市拠点名	土地利用の誘導等方針	対象地区名等
中核拠点	■ ヒト、モノ、情報が交流し、多様な主体が互いに影響し合いながら、イノベーションを創出する環境づくりに取り組み、都市観光という新たな視点も含めた市全体の発展を牽引する核となるよう、一層の都市機能の充実につなげるまちづくりに取り組みます。 ■ 中心市街地では、将来のビジョンを明確にし、これに沿った各種施策に民間等とも連携して取り組み、老朽建築物の更新や低未利用地の解消を進め、「居住」「高次商業・業務」「文化」「情報」「交流」等の多様な都市機能の集約やヒト中心の快適な都市環境形成に努めます。 ■ 中心市街地周辺の既存ストックの有効活用や雇用・就業に最適化したまちづくり、商業地の活性化等の観点から、空き家・空き店舗等の有効活用に取り組みます。また、特定空き家等をはじめとする管理不全の空き家等の解消に向けた取り組みを進めます。 ■ 宮崎駅・南宮崎駅周辺における都市機能の集約及び充実・強化を促進するため、都市計画・建築制度等の有効活用や、両駅だけでなく広く橘通・高千穂通も交通結節点と捉え、公共交通の利便性や滞在快適性の向上に取り組むなど、居心地が良く歩きたくなるウォーカブルな都市環境づくりを目指します。	橘通周辺 宮崎駅周辺 中村町周辺 南宮崎駅周辺
地域拠点	■ 中核拠点と連携する各総合支所管内の中心部として、地域住民の居住、日常生活を支える商業・業務、身近な公共公益・文化等の都市機能の維持と集約を図るとともに、これらの都市機能が拡散しないよう、原則としてこれまでの都市計画を継続し、拠点性の持続を目指します。 ■ 各総合支所庁舎をはじめとする防災関連施設の機能強化や、防災に関するインフラ等の整備に努めるなど、市中心部の防災拠点と連携した地域防災拠点としての都市機能の充実・強化を目指します。	佐土原総合支所周辺 田野総合支所周辺 高岡総合支所周辺 清武総合支所周辺
生活拠点	■ 住環境や居住者の生活利便性の向上を目指したインフラ、公共公益施設等の維持や整備に努め、周辺環境と調和した良好な住宅市街地を目指します。	【まちなか周辺地区】 中核拠点周辺 【一般地区】 西佐土原、住吉、芳士、花ヶ島、穆佐、加納、赤江、本郷、木花、青島 【大型団地内の小拠点地区】 平和が丘、桜町、大塚台、生目台、まなび野、学園木花台
集落拠点	■ 周辺の既存集落を含めた住民の日常生活を支える都市機能を備えた集落拠点として、商業・業務や地域包括ケアシステムとも連携した医療・福祉等の都市機能の維持を目指すとともに、これら既存の都市機能の地区外移転等の抑制や生活関連インフラ等の維持修繕に努めます。 ■ 居住機能については、集落地域全体の地域活力やコミュニティの維持のため、災害の危険性等を考慮しながら、一定エリア内において新たな集合立地等を適正に誘導し、田園環境と調和した持続可能な集落拠点を目指します。 ■ 集落地域全体の活力等の維持のため、周辺地域を含めた空き家等の既存ストックの有効活用を図り、拠点集落としての持続性に努めます。	瓜生野、倉岡、生目、那珂

3.1

土地利用方針

都市拠点名	土地利用の誘導等方針	対象地区名等
学術・医療拠点	■ 本市のみならず、県下の学術又は医療を支える主要な拠点として、その機能を現在地で持続的に発揮できるよう、関係機関とも連携し、必要とされるインフラをはじめ、周辺環境の整備等に努めます。	宮崎県立宮崎病院周辺 宮崎学園都市周辺 宮崎公立大学周辺
文化・歴史拠点	■ 宮崎県総合文化公園、宮崎市福祉文化公園周辺等においては、長寿命化をはじめとする施設の適正な維持管理や周辺環境の整備、また、長期的視点に立った新たな魅力づくりなど、持続可能な広域的・中核的な文化の拠点として、その機能の充実・向上を目指します。 ■ 各総合支所周辺（地域拠点）においては、各中心部に立地する文化施設の長寿命化をはじめとする施設の適正な維持管理や周辺環境の整備を行うなど、持続可能な地域密着型の文化の拠点として、その機能の充実・向上を目指します。 ■ 各地域の歴史的な遺跡・資源を利活用した施設等については、長寿命化をはじめとする施設の適正な維持管理や周辺環境の整備を行うなど、地域独自の歴史に関する情報発信の場や交流・体験の場としての拠点性の維持・向上を目指します。	宮崎駅東周辺 神宮地区 大坪地区 生目古墳群周辺 平和台公園周辺 蓮ヶ池史跡公園周辺 佐土原城跡公園周辺 本野原遺跡周辺 穆佐城跡周辺 天ヶ城跡周辺 安井息軒記念館周辺 上猪ノ原遺跡周辺 各総合支所周辺
観光・リゾート拠点	■ 主要な観光・リゾート施設を中心に、景観をいかした良好な周辺環境の保全や整備と併せて、『食』や『体験』等を通じた新たな魅力創出により、滞在型の観光・リゾートの拠点として、その都市機能の充実を図ります。 ■ 特に、本市の観光・リゾート環境の魅力向上を図り、市域を超えた交流を促進すべきエリアについては、周辺環境にも配慮しながら、農畜水産等の地場産業やマリンスポーツ等と連携した土地利用の促進などにより、観光をはじめとする交流人口の拡大に努めます。 ■ 国内外からの利用者が安心して滞在できるよう、大規模自然災害時等の非常時における避難施設への誘導や正確な情報伝達など、観光防災への対応強化に努めます。	青島地区周辺 一ツ葉地区周辺等
スポーツ・レクリエーション拠点	■ 各種スポーツ・レクリエーション施設については、スポーツ振興や市民の健康増進のみならず、癒しや交流等の拠点として、施設の長寿命化をはじめとする適正な維持管理や周辺環境の整備を行うなど、持続可能なスポーツ・レクリエーション機能の充実・強化に取り組みます。 ■ 特に、宮崎県総合運動公園、生目の杜運動公園、清武総合運動公園周辺については、広域的なスポーツの拠点並びにプロスポーツのキャンプを通じた観光拠点として、周辺環境の整備も含め一層の魅力向上と機能の充実・強化に努めます。 ■ 行政機関の防災計画に位置付けられている公園については、大規模自然災害時等の非常時における避難施設としてや、受援基地等としての役割も考慮した施設の整備に努めます。	宮崎県総合運動公園周辺 生目の杜運動公園周辺 清武総合運動公園周辺 久峰総合公園周辺 田野運動公園周辺 天ヶ城公園周辺

3.1

土地利用方針

都市拠点名	土地利用の誘導等方針	対象地区名等
物流・工業拠点	物流および工業の拠点として機能が発揮できるよう、周辺環境等への影響に配慮しながら、適正な土地利用の誘導を図るとともに、必要なインフラ等の環境整備に努めます。	宮崎港周辺、宮崎空港周辺、宮崎西IC周辺、田野IC周辺、清武IC周辺、 清武南IC周辺 、宮崎テクノロジーパーク周辺、宮崎学園都市ハイテクパーク周辺、尾ノ下工業団地周辺
交流拠点	- 既存の複合型商業機能や周辺自然環境等との調和に努めるとともに、まちなかや観光地等との交流促進に努めます。 - 農畜水産業やそれを支える地場産業、更にはポテンシャルを有する地域資源等と連携した土地利用を進めることにより、本市経済の活性化等と広域的な交流等を促進する環境の構築に努めます。	新別府町周辺
防災拠点	- 大規模自然災害時等の非常時に、救援、救護等の災害応急活動の拠点として機能を発揮できるよう、必要な都市機能の誘導や周辺環境の整備に取り組みます。 - 行政庁舎等の建替えや、耐震化、長寿命化等、緊急時に必要とされる都市機能の充実・強化や不足する都市機能の補完など、中核的な防災拠点としての都市環境の整備に取り組みます。	橘通周辺～宮崎駅周辺 (特に、県庁及び市役所周辺は重要拠点) 宮崎市北消防署周辺 宮崎市南消防署周辺
防災支援拠点	防災・減災機能を支える後方支援の拠点として機能を発揮できるよう、必要な都市機能の誘導や周辺環境の整備に取り組みます。	宮崎西IC周辺 田野IC周辺 清武IC周辺等

3.1.2 ゾーン

(1) 都市的土地利用

主に市街化区域等におけるゾーン別の土地利用の方針を以下に示します。

区分	ゾーン名	土地利用の誘導等方針
住居系土地利用	都市型住宅ゾーン	- 多様な都市機能の集約により、各種生活サービスを身近に享受でき、かつ利便性の高い快適な居住環境を有する住宅地区として、主にまちなかでは中・高層、高密度な土地利用を、更にその周辺では低・中層、低・中密度の土地利用を誘導します。 - 幹線道路沿道においては、住宅と併せて周辺環境と調和した店舗や事務所、沿道サービス型施設等の立地を誘導します。 - 密集市街地や生活道路・公園等のインフラが十分に整備されていない地域について、地域住民等とも連携し、各種補助制度や都市計画制度等も活用しながら、建物の不燃化・耐震化や更新、狭あい道路の拡幅や公共空地の確保等により、都市防災機能の向上と居住環境の改善に努めます。 - 適正なインフラの維持管理や交通利便性の高い公共交通ネットワークの維持に努め、快適かつ便利な居住環境を備えた持続可能な都市型居住機能を目指します。

3.1

土地利用方針

区分	ゾーン名		土地利用の誘導等方針
自然系土地利用	生産系緑地ゾーン	その他の区域	【特に、都市計画区域外に関し】 ■ 高速道路I C周辺や幹線道路との良好なアクセス環境を有する物流・工業適地については、周辺環境との調和に配慮しながら、本市の経済発展や雇用創出等に資する物流・工業機能を適正に誘導します。
	保全系緑地ゾーン	森林区域	● 基本原則：森林環境を保全します。 ■ 法令等に適合する都市的土地利用については、「生産系緑地地区」の「その他の区域」と同様の方針で誘導します。なお、この場合、雨水の流出抑制や緑地率の確保等、法令等に基づき、防災や周辺環境への影響低減、良好な景観の維持等の観点から、適正な指導を行います。 ■ 森林資源を有効活用しながら、森林伐採後は、関係機関と連携し、再造林率の向上を図るとともに、災害防止等の観点から適正な指導を行います。
		緑地保全区域	● 基本原則：法令等に基づき自然的環境を保全又は活用します。 ■ 自然的環境の保全を最優先とし、法令等に適合する都市的土地利用については、周辺環境との調和に配慮しながら適正に誘導します。 ■ 環境保全、景観形成、防災等の機能を有するグリーンインフラを適切に運用し、再生可能エネルギー等の活用による地球温暖化対策など、ゼロカーボンシティの取組を適正に誘導します。
	緑の森活用ゾーン	活用区域	● 基本原則：法令等に基づき自然的森林環境を保全又は活用します。 ■ 本県を代表する双石山や加江田溪谷など、魅力的で緑豊かな自然環境を県内外に幅広く情報発信するとともに、森林の持つ新しい価値や多様な可能性を研究し、将来世代にわたって有効に活用していくために、民間との連携等を含めた交流人口拡大の場としていかしていけるよう努めます。

本市の経済的発展や地域の持続的な活力維持につながり、法令等に基づく関連計画等と整合する拠点整備事業等(商業系・住居系を除く)については、必ずしも本表の土地利用の誘導等方針に適合しない場合であっても、周辺の土地利用や環境への影響を考慮しながら、適正に誘導を図る場合があります。

CHAPTER 4

立地適正化計画

4.1.2 都市機能誘導区域の設定

下記のフローに基づき、都市機能誘導区域の設定を行います。

なお、都市機能誘導区域の区域境界を明確にするため、地形地物（道路、河川等）で囲まれた区域や用途地域界等で区域境界線を定めます。

■都市機能誘導区域の設定フロー

Step1

拠点の把握

- ◆都市計画マスタープラン位置づけ
 - 中核拠点 ●地域拠点 ●生活拠点

拠点となる地域のうち

Step2

用途地域の設定状況

- ◆高度利用可能な用途地域
 - 中核拠点：商業地域、近隣商業地域
- ◆一定規模のサービス機能の立地が可能な用途地域
 - 地域拠点・生活拠点：近隣商業地域、準工業地域、第二種住居地域 等

拠点の特性、地形地物・用途地域界を踏まえ

Step3

公共交通のアクセス性が確保される区域

- ◆公共交通の利便性が高い地域、幹線道路の整備状況
 - 鉄道駅800m圏内（片道30本/日以上）
 - バス停300m圏内（片道15本/日以上）
 - 鉄道・バスの運行本数の合計が片道30本/日以上エリア（鉄道駅800m・バス停300m圏内で重複するエリア）

該当する地域のうち

Step4

都市機能の配置状況

- ◆高次の都市機能が立地している区域
 - 中核拠点：医療、商業（デパート等）、金融等、国・県・市の行政機能
- ◆生活関連機能が立地している区域
 - 地域拠点・生活拠点：医療、商業（スーパー等）、金融等

該当する地域のうち

都市機能誘導区域の設定（1,436.9ha）

■都市機能誘導区域

家屋倒壊等氾濫想定区域

→ 今回誘導区域から除外

河岸侵食



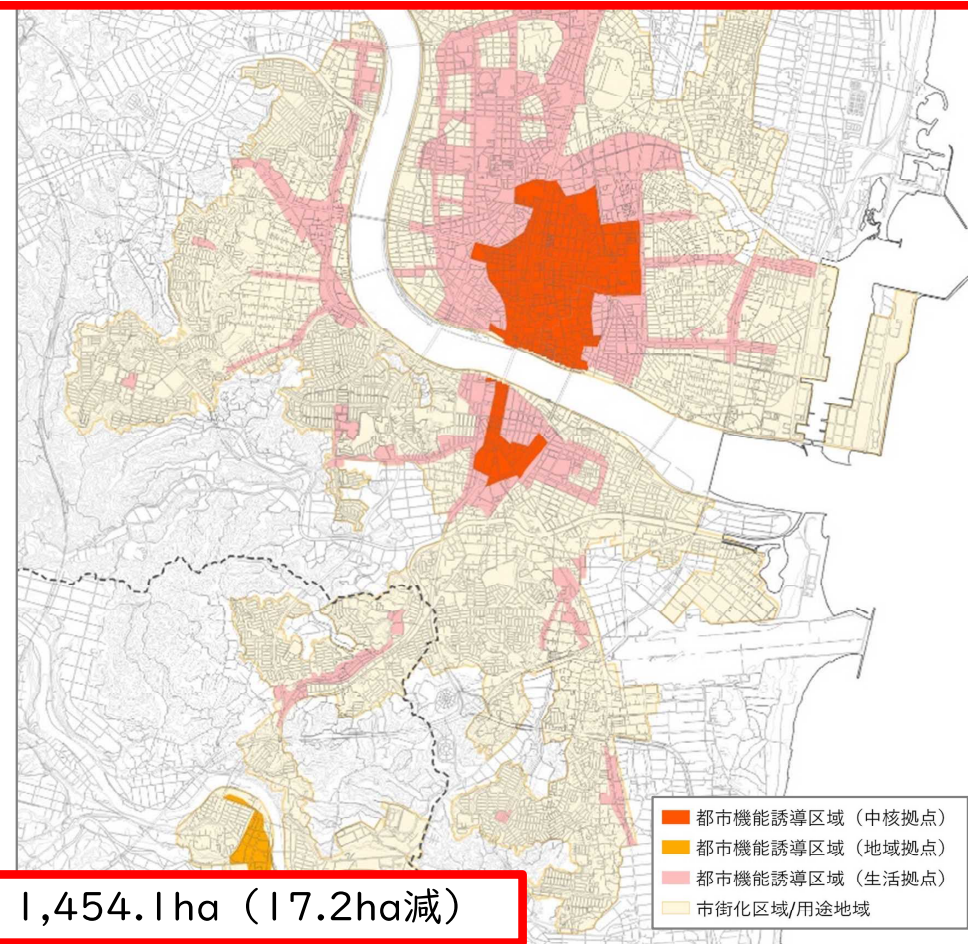
地面が削られ家屋は建物ごと崩落するおそれがあります

氾濫流



流速が速いため、木造家屋は倒壊するおそれがあります

出典：内閣府（防災担当）「避難指示で必ず避難」



現行：1,454.1ha（17.2ha減）

4.3

居住誘導区域

4.3.2 居住誘導区域の設定

下記のフローのとおり、居住誘導区域の設定を行います。
 なお、居住誘導区域の区域境界を明確にするため、地形地物（道路、河川等）で囲まれた区域や用途地域界等で区域境界線を定めます。
 また、都市機能誘導区域は居住誘導区域内に設定されるものであるため、前項で設定した都市機能誘導区域は居住誘導区域に含めるものとします。

■居住誘導区域の設定フロー

Step1

居住誘導区域の候補となる区域

- 市街化区域（用途地域）

該当する区域のうち

Step2

法令により居住誘導区域に含まないこととされている区域

- 自然公園法の特別地域

該当する区域を除く

Step3

良好な居住環境の確保が困難な区域

- 工業系用途地域（工業地域、工業専用地域）
- 臨港地区、特別用途地区（工業系）

該当する区域を除く

Step4

災害の危険性が高い区域

- 土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）、土砂災害警戒区域（イエロゾーン）
- 地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域
- 津波浸水想定区域（浸水深2mを超える区域）
- 洪水浸水想定区域（家屋倒壊等氾濫想定区域）
- 「宮崎市災害危険区域に関する条例」に定められた区域

該当する区域を除く

Step5

人口の集積がみられない区域

- 将来（2040年）人口密度40人/ha未満の区域で都市機能誘導区域※の徒歩圏（500m）外
- ※公共交通のアクセス性が確保される区域として設定された都市機能誘導区域を踏まえたもの
- ※40人/ha未満であっても都市機能誘導区域の徒歩圏内は居住誘導区域に含む

該当する区域を除く

Step6

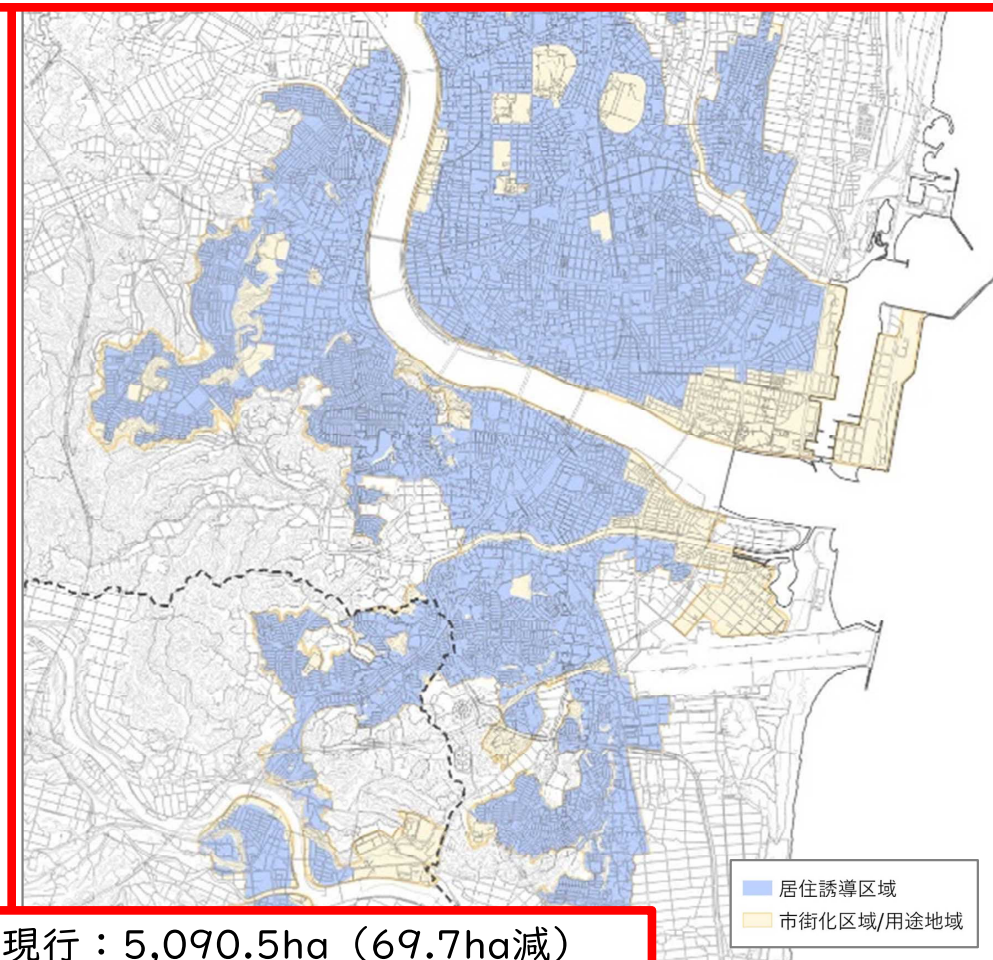
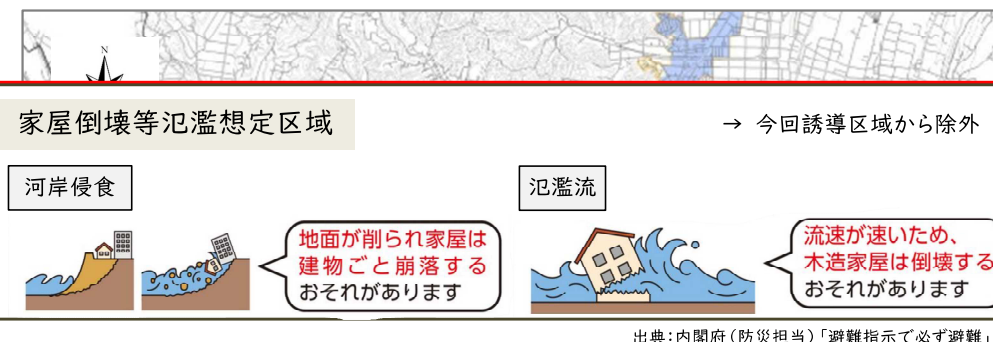
居住の誘導に適さない区域

- 一定規模（5ha）以上の大学や病院等大規模施設、都市計画公園等
- 宅地開発が進んでいない一定規模の区域（山林・水面等の未開発域）
- 自然環境や地域固有の景観資源等を保護・保全する区域（既に居住が進んでいない風致地区）

該当する区域を除き、地形地物等を踏まえ

居住誘導区域の設定（5,020.8ha）

■居住誘導区域



現行：5,090.5ha（69.7ha減）

CHAPTER 5

防災指針

■ 防災指針とは

(1) 防災指針策定の背景と目的

我が国の都市における防災は、関東大震災、阪神・淡路大震災の被害を教訓とした建築物の耐火等を中心に、これまで様々な対策が進められてきました。

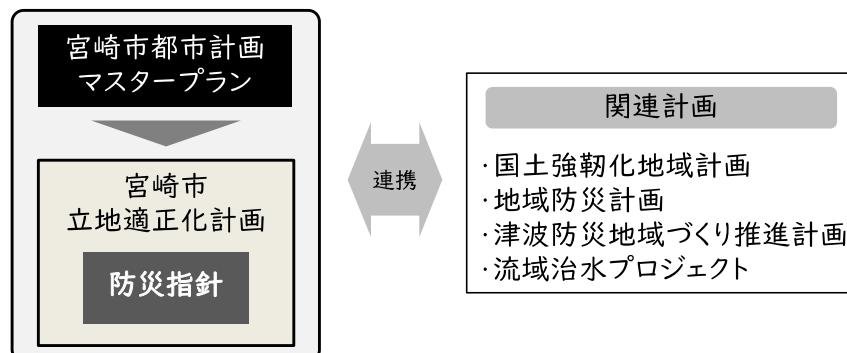
一方で東日本大震災による津波被害や南海トラフ巨大地震の懸念等を踏まえ、近年、激甚・頻発化する自然災害に対応するために、災害ハザードエリアにおける新規立地の抑制や移転の促進など、防災まちづくり推進の観点から総合的な対策を講じることが喫緊の課題となっています。

このような中、防災の観点を取り入れたまちづくりを加速化させるため、令和2年9月に都市再生特別措置法が改正され、立地適正化計画の記載事項として、新たに、居住誘導区域内の防災対策を記載する「防災指針」が位置付けられました。

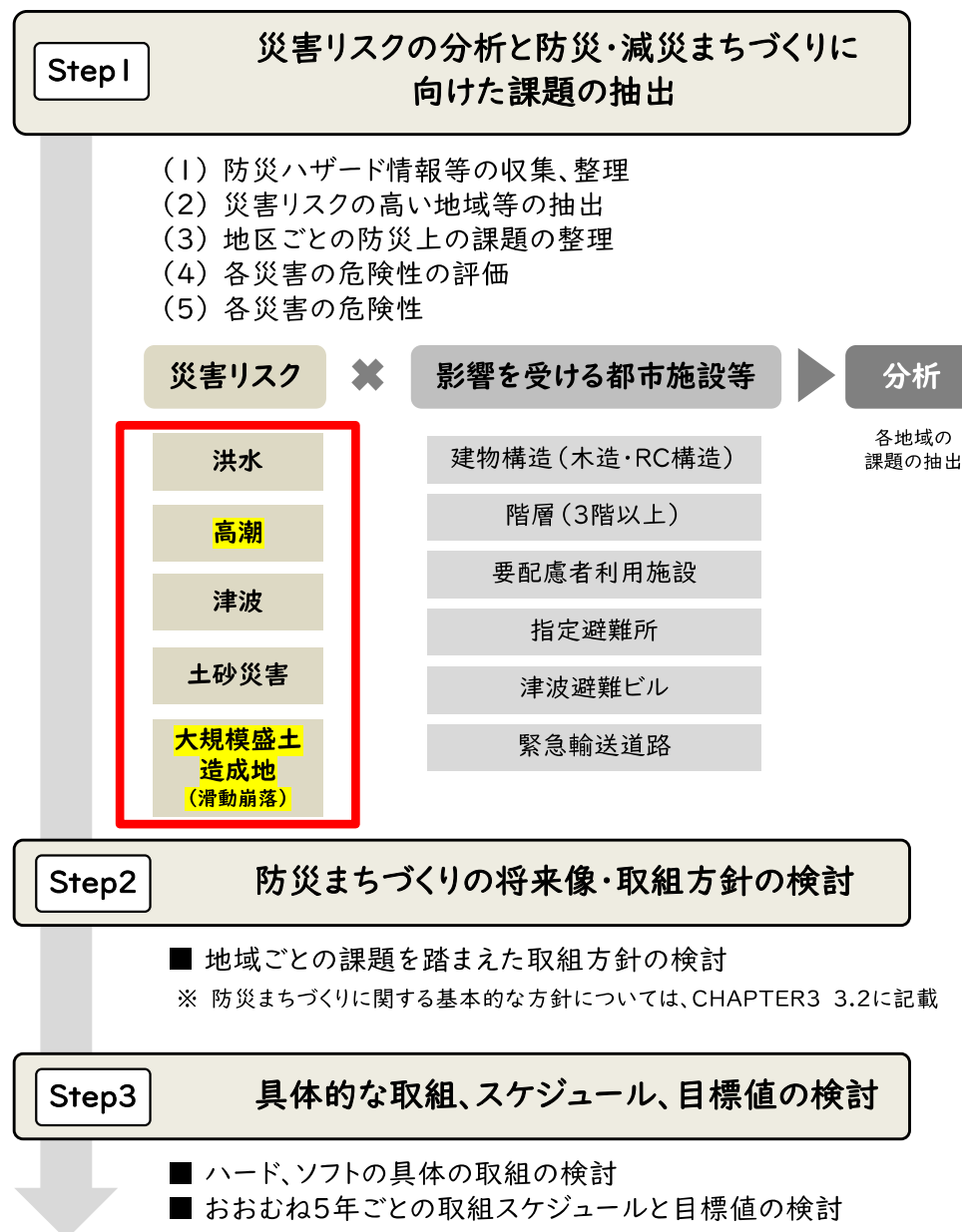
防災指針とは、居住誘導区域内に関して、居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる都市の防災機能を確保するための指針です。

本市の防災指針では、国の指針等を参考に、市街化区域を中心に風水害や地震等の災害に係る課題の抽出・分析を行い、市民の防災に対する意識啓発のために災害の「見える化」を行うとともに、今後必要な防災・減災対策を示しています。

(防災指針の位置付け)



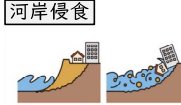
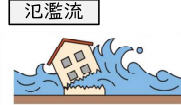
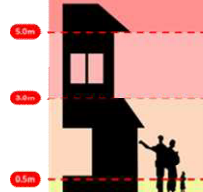
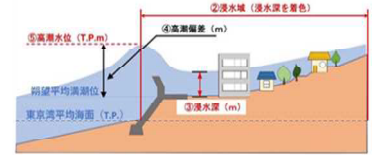
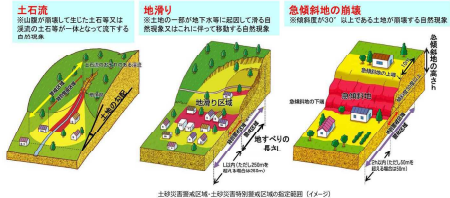
(2) 防災指針の策定フロー



災害リスク分析と防災・減災まちづくりに向けた課題の抽出

(1) 防災ハザード情報等の収集、整理

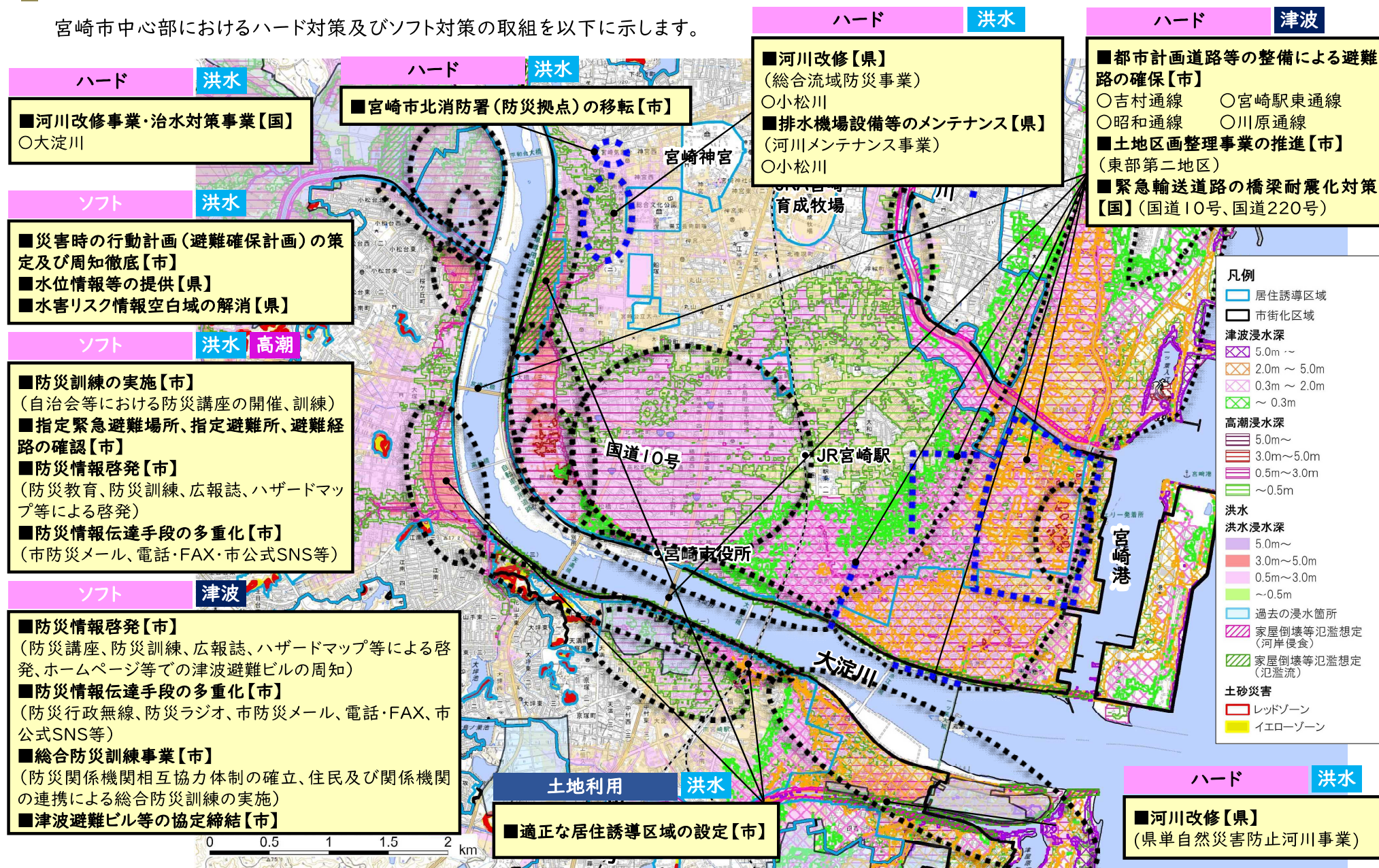
本市は様々な災害リスクを抱えており、それぞれの災害の被害想定について収集・整理を行いました。

災害リスク	種類	概要									
洪水 （「多段階の 浸水想定図」 と「水害リス クマップ」を 含む）	過去の浸水実績	「宮崎市洪水ハザードマップ」で対象としている、近年特に被害の大きかった「平成13年10月豪雨」から「令和元年9月豪雨」までの7つの災害について「過去の浸水箇所」として示しています。									
	家屋倒壊等 氾濫想定区域	家屋倒壊等氾濫想定区域については、河川から氾濫した流水により倒壊のおそれのある区域（氾濫流）と、河岸が侵食されて河川沿いに立地している家屋等の倒壊のおそれのある区域（河岸侵食）の2種類があります。 河岸侵食  氾濫流 									
	洪水浸水想定区域 （浸水深）	洪水浸水想定区域は、想定し得る最大規模の降雨（概ね1,000年に1回程度の発生）に伴う洪水により河川が氾濫した場合に想定される浸水の状況を重ね合わせ、最大値を表示したものです。 浸水継続時間は、浸水の深さ0.5m以上が継続する時間の最大値を表示しています。	 <table><tr><th>浸水深</th><th></th></tr><tr><td>3.0m～</td><td>2階床上が浸水</td></tr><tr><td>0.5m～3.0m以下</td><td>1階が床上浸水</td></tr><tr><td>0.5m以下</td><td>床下浸水・道路冠水</td></tr></table>	浸水深		3.0m～	2階床上が浸水	0.5m～3.0m以下	1階が床上浸水	0.5m以下	床下浸水・道路冠水
	浸水深										
3.0m～	2階床上が浸水										
0.5m～3.0m以下	1階が床上浸水										
0.5m以下	床下浸水・道路冠水										
洪水浸水継続時間	※浸水深0.5m以上は、屋外への避難が困難となり孤立する可能性のある浸水深です。	出典：洪水浸水想定区域作成マニュアル（第4版）									
高潮	高潮浸水想定区域 （浸水深）	想定し得る最大規模の高潮を想定し、日向灘沿岸部に高潮浸水想定区域を設定しています。 高潮浸水想定図では、高潮による氾濫が発生した場合の浸水区域、浸水深、浸水継続時間を示し、浸水継続時間は、避難が困難となり孤立する可能性のある浸水深が、0.5mになってから0.5mを下回るまでの時間を指します。 									
	浸水継続時間										
津波	津波浸水想定 （浸水深）	本市は、南海トラフ巨大地震及び日向灘地震による津波浸水予測と被害想定を行い、津波ハザードマップとして公表しています。なお、津波の最短到着時間は、地震発生後18分と想定されています。									
土砂災害 （レッド）	土砂災害特別警戒区域	がけ崩れ等が発生した場合に、危害が生じるおそれがある区域で、土砂災害防止法に基づき指定され、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われます。									
	地すべり防止区域	地すべりとは、斜面の一部あるいは全部が、地下水等の影響と重力によってゆっくりと斜面下方に移動する現象のことをいい、地すべりしている区域等を指定して、地下水を増加させる行為等を制限しています。									
	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）が発生した場合に、危害が生じるおそれのある土地のうち、傾斜が30度以上の急傾斜地の高さ5m以上の土地で、保全人家が5戸以上ある区域が指定され、盛土等一定の行為が規制されます。 									
土砂災害 （イエロー）	土砂災害警戒区域	土砂災害防止法に基づき指定され、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われます。									
大規模盛土 造成地 （滑動崩落）	大規模盛土造成地	大規模盛土造成地において、第二次スクリーニング調査を実施し、滑動崩落の危険を有すると判断された際には、滑動崩落防止事業を検討します。									

※詳細については別冊資料編に整理しています。

宮崎市中心部における取組

宮崎市中心部におけるハード対策及びソフト対策の取組を以下に示します。



※洪水(浸水継続時間)、高潮(浸水継続時間)、表示無

改訂スケジュールについて

令和 5 年度

令和 6 年度

